

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 11 日

各都道府県

子どものための教育・保育給付交付金御担当者 様

こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室

令和 7 年予算における「子どものための教育・保育給付交付金」に係る
拡充内容・留意事項等について

平素より子ども・子育て支援の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

表題の件について、以下のとおり拡充内容・留意事項等をまとめましたので、各都道府県においては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び関係機関に対して周知いただくとともに、運用に遺漏のないよう配意願います。

また、今般の拡充により創設・改正された加算について、施設・事業所からの申請が 4 月以降であっても、4 月時点において要件を満たしていることが確認できる場合には、4 月に遡って認定するような取扱いをお願いします。

○ 保育士等の処遇改善

令和 6 年度補正予算で措置した人件費の+10.7%の改善を引き続き確保し、令和 7 年度予算においても反映しています。各施設・事業者に対して、今年度以降の給与表、給与規定等の改定に計画に取り組むよう、要請願います。

今後、改定の状況等について調査を実施する予定であることから、その際には御協力をお願いします。

○ 処遇改善等加算の一本化

これまで処遇改善等加算がⅠ～Ⅲの 3 種類あったところ、現場における事務手続きの簡素化等の観点から、今年度より、「処遇改善等加算」に一本化するとともに、関係者の御意見等も踏まえ、配分ルールの一統化、柔軟化や賃金改善の確認方法の見直しを実施しました。詳細は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和 7 年 4 月 11 日こ成保 2 9 6、7 文科初第 2 5 0 号）を確認してください。

○ 1 歳児配置改善加算の創設

「こども未来戦略（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）」においては、「2025 年度以降、1 歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に 6 対 1 から 5 対 1 への改善を進める。」とされているところ、保育人材の確保が課題とされている中で、できるだけ早期に 1 歳児の配置改善を行うため、まずは基準の見直しではなく、保育の質の向上や職場環境・処遇改善等の観点から、以下に掲げる一定の要件を満たす事業所への「加算措置」により対応することとしました。

今後、取得状況等について調査を実施する予定であることから、その際には御協力をお願いします。

< 1 歳児配置改善加算の要件 >

- i 処遇改善等加算の区分 1、区分 2 及び区分 3 のいずれも取得していること。
- ii 業務において ICT の活用を進めており、以下の①及び②～④のいずれか 1 つの機能以上の機器を導入し、業務に活用していること。
 - ① 園児の登園及び降園に管理に関する機能
 - ② 保育に係る計画・記録に関する機能（注）
（注）職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること
 - ③ 保護者との連絡に関する機能（注）
（注）ICT を介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く
 - ④ キャッシュレス決済に関する機能
- iii 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和 7 年 4 月 11 日こ成保 296、7 文科初第 250 号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）第 4 加算額の算定、2 区分 1 及び区分 2 の加算率の算定に示す方法により算定される「職員 1 人当たりの平均経験年数」が 10 年以上であること。

○ 定員区分の細分化

公定価格では、利用定員 10 人単位を基本として定員区分を設け、それぞれについて子ども 1 人当たりで単価を定めていますが、利用子どもの数の増減による影響を受けやすい比較的小規模な定員規模の施設について、定員区分と利用子ども数との乖離を縮小させるため、定員 60 人以下の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分の細分化を行いました。定員 60 人以下の幼稚園・保育所・認定こども園については、定員区分が変わる可能性があるため、今一度御確認願います。

○ 定員超過減算の要件の見直し

定員超過減算については、平成 28 年の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する政策について」を踏まえ、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合の減額調整の要件を、

① 直前の連続する5年間（幼稚園及び認定こども園（1号認定）にあたっては2年間）常に利用定員を超え、かつ、

② 各年度の年間平均在所率が120%以上であること

としていたところ、待機児童数がピークであった平成29年から7年連続で減少し、令和6年の待機児童数は平成29年の10分の1以下となっている状況を踏まえ、①の5年間の期間を、令和7年度より2年間とすることとしました（令和4年4月1日、令和5年4月1日、令和6年4月1日のいずれかの時点において待機児童がいた地方公共団体に所在する施設・事業所は1年間を経過措置期間とし、令和8年度から実施）。

施設・事業所において、定員超過減算の対象となることを避けるため、既に保育園等に通っているこどもに対して転園を促すなど、不当にこどもの不利益になる対応を取るようなことがないよう、自治体においては、周知・徹底をお願いします。

○ 主幹教諭等専任加算、主任保育士専任加算等の要件見直し

エッセンシャルワーカーが自ら被災しながら人命救助・災害復旧等に当たるためには、そのこどもの教育・保育の確保が重要であることから、災害等発災直後に出勤する必要がある保護者がこどもたちを預けられるよう、主幹教諭や主任保育士等の経験を有する保育士が地域で災害時等にこどもの支援にあたることができるように、主幹教諭等専任加算や主任保育士専任加算等において評価を行うため、要件を見直しました。

○ 冷暖房費加算の見直し

冷暖房費加算の級地については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の別表に規定する級地に準拠して設定しているが、令和7年度から寒冷地手当については、支給地域等の改正が行われ、一部地域が支給地域外となったことを踏まえ、国家公務員の寒冷地手当の地域に準拠しつつ四級地から級地外となる市町村について、激変緩和措置を講ずることとしました。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律が改正されたことにより、国家公務員の寒冷地手当の級地に変更があった地域に所在する施設・事業所におかれては、今一度ご確認願います。

○ 地域区分の見直し

地域区分については、これまで公務員の地域手当における地域区分に準拠することを基本としながら、他の社会保障分野の制度との整合性を踏まえて改正してきています。

令和6年度人事院勧告を踏まえた、保育の地域区分の対応については、仮に今回の人事院勧告をそのまま当てはめた場合、都道府県単位に広域化することで、県内の隣接する市町村との不均衡の解消が図られる一方で、一部では、県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大することとなることから、令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直しについて丁寧に議論を進めていくこととしていますので、ご承知おきください。